

京都市告示第407号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成30年11月9日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
十塚 泰孝	とつか鍼灸整骨院	北区紫竹西南町48	平成30年10月1日
出野 雅昭	桜整骨鍼灸院	左京区岩倉東五田町11-1	平成30年10月15日
服部 貞夫	治療院・訪問マッサージゆりかご	中京区西ノ京御興岡町25-14	平成30年10月15日
辰田 守	ヘルスケア施術所	山科区竹鼻堂ノ前町24-6 大栄外環ビル9F	平成30年7月3日
佐藤 幸雄	在宅マッサージ治療院オネスト	伏見区深草西浦町1-40 アヴォンリー1F	平成30年9月22日
長尾 悟	訪問マッサージKEIRO W伏見中央ステーション	伏見区深草西浦町6丁目74 番地 Deft深草1階	平成30年10月1日
三宅 淳之	三宅治療院	出張専門	平成30年10月12日
三口 雄康	在宅マッサージ治療院オネスト	伏見区深草西浦町1-40 アヴォンリー1F	平成30年10月22日
北川 一夫	訪問マッサージKEIRO W伏見中央ステーション	伏見区深草西浦町6-74 Deft深草1階	平成30年10月22日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)